

# 熊本県農業経営負担軽減支援資金融通措置要項

## 第1 趣旨

意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等によって、負債の償還が困難になっている農業者の経営改善を進めるため、その償還負担の軽減に必要な資金として、金融機関が貸し付ける資金に利子補給を行うことにより、効率的かつ安定的な経営体の育成に資するものとする。

## 第2 農業経営負担軽減支援資金の内容

### 1 貸付対象者

農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）の貸付対象者は、負債の償還が困難となっている農業者であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

（1）個人であって、次の要件の全てを満たす者。

ア 農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有している者であって、熊本県農業負債整理関係資金運営要領第3条の経営改善計画書を作成し、その確実な実行と本資金の確実な償還が見込まれること。

イ 農業所得が総所得の過半を占めていること。

ウ 貸付けを受ける者（その者が60歳以上である場合は、その後継者）が現に主として農業に従事（農業者大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。

エ 現に約定償還金（元利）の一部の返済が可能であること。

（2）法人であって、次の全ての要件を満たす者。

ア （1）のア及びエの要件を満たすこと。

イ 当該法人の総売上高のうち農業に係る売上高が過半を占めること。

（3）農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（同法第14条の5第1項に規定する認定新規就農者をいう。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に協力する意向が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。）

### 2 資金使途

本資金の使途は、営農負債（次に掲げる資金を借り受けたために生じた負債である場合にあつては、その貸付利率が年5.0%以下のものを除く。）の借換えとする。

（1）株式会社日本政策金融公庫が融通する資金

（2）農業近代化資金

（3）経営資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(昭和30年法律第136号) 第2条第4項の経営資金をいう。)

- (4) 農業改良資金
- (5) 青年等就農資金
- (6) その他国、独立行政法人農畜産業振興機構が利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国の補助金の交付を受けた者がこれを財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金

### 3 融資機関

本資金の融資機関は、次に掲げる金融機関とする。

- (1) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農林中央金庫
- (3) 銀行
- (4) 信用金庫
- (5) 信用協同組合

### 4 貸付条件

本資金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付限度額  
貸付限度額は、2に規定する営農負債の残高とする。
- (2) 償還期限及び据置期間  
償還期限(据置期間を含む。以下同じ。)は10年以内とし、据置期間は3年以内とすることができるものとする。  
ただし、既往債務の年間償還額等からみて、特に必要があると認められる場合は、償還期限を15年以内とすることができる。
- (3) 償還方法  
償還方法は、原則として元金均等とする。
- (4) 貸付利率  
貸付利率は、農業近代化資金の貸付利率とする。

## 第3 その他

本資金については、畜産特別支援資金融通事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農畜機第4699号)別添1第2に規定する大家畜・養豚特別支援資金と併せて貸し付けないものとする。

- 2 第2の1に掲げる者が本資金を借り入れる場合の借入申込手続については、熊本県農業負債整理関係資金運営要領の定めるところに従い、借入者にとって最も適切な資金が迅速かつ的確に融通されるよう行う。

### 附 則

この要項は、平成17年6月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

### 附 則

この要項は、平成20年5月12日から施行し、平成20年4月16日から適用する。

### 附 則

この要項は、平成21年6月17日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年5月13日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年4月20日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年6月23日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年4月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。